

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	地方創生の財源としての地方創生関連交付金—石川県における事例を踏まえて—
他言語論題 Title in other language	New Grants for Regional Revitalization: Field Research in Ishikawa Prefecture
著者 / 所属 Author(s)	萩原 真由美 (Hagiwara, Mayumi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	792
刊行日 Issue Date	2017-01-20
ページ Pages	61-71
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	「まち・ひと・しごと創生事業」を支える地方創生関連交付金について、石川県での現地調査の結果を踏まえ、従来型補助金や地方交付税交付金等との比較を通して考察する。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 地方創生の財源としての地方創生関連交付金

## —石川県における事例を踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
財政金融課 萩原 真由美

### 目 次

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| はじめに                       | Ⅲ 地方創生関連交付金をめぐる論評       |
| I 地方創生関連交付金の導入に至るまでの経緯     | Ⅳ 地方自治体から見た地方創生関連交付金    |
| 1 三位一体改革における補助金改革          | 1 地方創生関連交付金を活用した事業への取組  |
| 2 民主党政権による地域自主戦略交付金（一括交付金） | 2 地方創生関連交付金の使い勝手等       |
| Ⅱ 地方創生関連交付金の特徴             | 3 地方自治体の財源としての地方創生関連交付金 |
| 1 地方創生関連交付金の位置付け           | おわりに                    |
| 2 従来型の特定補助金・交付金との相違点       |                         |
| 3 地方交付税交付金との相違点            |                         |

### 要 旨

人口減少対策「まち・ひと・しごと創生事業」を支える地方への財政支援の一環として、平成 26 年度補正予算において「地方創生先行型交付金」、平成 27 年度補正予算において「地方創生加速化交付金」、平成 28 年度当初予算以降において「地方創生推進交付金」が創設されている。これらは、府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、全国一律の政策、効果検証を伴わないバラマキ等の傾向がある従来の地域政策への反省に鑑み、①成果指標と PDCA サイクルの確立、②地方の自主性・主体性の尊重、③先駆性（官民協働、地域間連携、政策間連携等）のある取組の支援、を共通する基本思想として掲げている。

これらの交付金は、地方自治体の現場ではどのように活用され、またどのような課題があるのだろうか。平成 28 年 10 月に石川県で行った現地調査の結果も踏まえて、地方創生の財源としての観点から考察する。

## はじめに

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、第2次安倍晋三内閣以降、地方創生は特に重要な課題として取り組まれている。国は、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)に基づき、平成27年度を初年度とした今後5か年の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>(1)</sup>を策定した。また、これを踏まえて地方自治体は、各地域の実情に合わせた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)を策定することが努力義務とされた。

地方創生を支える財政支援としても、様々な交付金が創設されている。特に、平成26年度補正予算における「地方創生先行型交付金」<sup>(2)</sup>、平成27年度補正予算における「地方創生加速化交付金」、平成28年度当初予算以降における「地方創生推進交付金(まち・ひと・しごと創生交付金)」<sup>(3)</sup>(以下、これら3つを合わせて「地方創生関連交付金」という。)は、地方版総合戦略の策定又は推進のための財源として注目を集めてきた。

筆者は、これらの交付金の地方自治体における活用状況等を調査すべく、平成28年10月に石川県(金沢市、白山市、加賀市)にて現地調査を行った<sup>(4)</sup>。石川県では、平成27年3月に開通した北陸新幹線がもたらす効果をいかし、様々な事業が行われている。

本稿では、現地調査の結果を踏まえ、地方創生における財源の在り方を考察する。

## I 地方創生関連交付金の導入に至るまでの経緯

中央政府から地方自治体等に移転される財源を広く「補助金」と呼ぶ(交付金も含まれる)<sup>(5)</sup>。地方創生関連交付金の導入は、地方分権の流れの中でこれまで重ねられてきた補助金改革の一環と考えられる。ここでは、2000年(平成12年)以降の代表的な改革を振り返ってみたい。

### 1 三位一体改革における補助金改革

平成13年に小泉純一郎内閣が発足すると、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与縮小と地方の権限・責任拡大により地方分権を一層推進することを目指し、「三位一体の改革」(補助金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う)を行った<sup>(6)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成28年12月22日である。

(1) 現行の最新版は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)まち・ひと・しごと創生本部ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h28-12-22-sougousenryaku2016hontai.pdf>>

(2) 正式名称は「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)」。

(3) 交付金の構想段階では「新型交付金」と呼ばれていた。

(4) 平成28年10月5日から7日にかけて、石川県庁、金沢市役所、白山市役所、白山商工会議所、加賀市役所、加賀商工会議所を訪問した。貴重な時間を割いて資料準備及び御説明くださった皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。なお、本稿の文責は筆者にあり、訪問先での聴取事項は各機関の公式見解を表すものではない。

(5) 一般的に「補助金」(広義)は、「補助金」(狭義)、「負担金」、「交付金」、「補給金」、「助成金」、「委託費」等に区分される(加藤剛一・田頭基典『補助金制度—その仕組みと運用— 3訂』日本電算企画, 1996, pp.9-10.)。

同改革では、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 か年において、4 兆円程度の補助金（国庫補助負担金）を廃止・縮小するとともに、義務的事業については全額を、また、それ以外の事業については 8 割程度を税源移譲の対象とすることにより、3 兆円規模の国税を地方税へと振り替えるとの方針が掲げられていた。

最終的には 4.9 兆円<sup>(7)</sup>の補助金改革が実現した。内訳としては、①税源移譲に結び付く改革（地方が引き続き事業を実施）が 3.1 兆円、②スリム化（国・地方ともに事務事業を廃止）が 1.0 兆円、③交付金化（手続の簡素化や執行の弾力化）が 0.8 兆円となっている。

しかし、この補助金改革に対する地方側の評価は芳しくない。理由としては、①廃止ではなく国庫負担率の引下げにとどまった補助金もあり、地方の自由度拡大という点では限定的だった点、②スリム化による廃止・削減分は税源移譲の対象とならなかった点、③交付金化では国の関与が依然として残る点等があった。

## 2 民主党政権による地域自主戦略交付金（一括交付金）

平成 21 年度に誕生した民主党政権は、「地域主権改革」と呼ぶ分権改革を重要政策の 1 つとした。「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）<sup>(8)</sup>等に基づき、「国から地方への「ひも付き補助金」<sup>(9)</sup>を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする」との方針の下、平成 23 年度に「地域自主戦略交付金」が創設された<sup>(10)</sup>。

同交付金の特徴としては、内閣府に一括して予算を計上し、地方自治体は各府省の所管に捉われず、交付対象事業から自主的に選択できる点が挙げられる<sup>(11)</sup>。その一方で、最終的に、交付対象は経常経費を含まず投資的経費に限定され、また、交付団体も都道府県及び政令指定都市に限られることになったという制約もあった。なお、個別自治体への配分額は、継続事業の見込額や人口等の客観的指標等に基づき算出される。

同交付金は、政権交代により第 2 次安倍内閣が発足すると、平成 25 年度予算で廃止された<sup>(12)</sup>。

(6) 深澤映司「特定補助金をめぐる改革—「一括交付金」への転換に関わる論点整理—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』661 号, 2009.11.24, p.5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000532\\_po\\_0661.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000532_po_0661.pdf?contentNo=1)>; 大沢博「行財政情報 一括交付金制度の概要(上)」『地方財務』682 号, 2011.4, pp.92-93 等。なお、以下、本節 (I-1) の記述は同文献を参考にした。

(7) 政府・与党の合意に基づき約 0.2 兆円の税源移譲を決定した平成 15 年度の改革分を含んだ金額である。

(8) 「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/100622taiko01.pdf>>

(9) 国から地方自治体に交付される補助金のうち、国が用途を定めるもの。後述の特定補助金と同義。

(10) 三橋一彦「一般地方財政篇 地域自主戦略交付金の廃止と各省庁の交付金等への移行について」『地方財政』619 号, 2013.7, pp.108-128. なお、以下、本節 (I-2) の記述は同文献を参考にした。

(11) 自治体側からの評価としては、例えば平成 24 年度に都道府県（沖縄県を除く）・政令指定都市（計 66 団体）に内閣府が行ったアンケート調査によると、67% の自治体が、従来の補助金・交付金に比べて自治体の自由裁量がある程度拡大したと回答している（内閣府地域主権戦略室「地域自主戦略交付金に関するアンケートの概要（ポイント）」（第 17 回地域主権戦略会議資料 1-4-2）2012.11. <<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ayumi/chiiki-shuken/doc/17shiryu1-4-2.pdf>>）。

(12) 新藤義孝総務大臣（当時）による国会答弁では、廃止の理由として、申請に手間がかかるなど使い勝手が悪いという意見が地方側から出ていた、そもそも補助金とは目的を設定して支出するものである（ただし、補助金の用途を広げることが重要）等が挙げられている（第 183 回国会参議院総務委員会会議録第 3 号 平成 25 年 3 月 25 日 p.18 等）。

## II 地方創生関連交付金の特徴

地方分権及び補助金改革をめぐって上述のような流れが見られた中で、平成 26 年度補正予算以降、地方創生関連交付金が導入された。

### 1 地方創生関連交付金の位置付け

国から地方自治体への補助金のうち、用途が限定され特定の支出に対して交付されるものを「特定補助金」、用途が限定されないものを「一般補助金」という。

地方創生関連交付金は、いずれも地方版総合戦略の策定又は推進に関する交付金である(表1)。対象事業は、地方自治体による申請を経て、政府の認定を受けた事業に限られるため、財政学上は特定補助金に分類される。

表 1 地方創生関連交付金の概要 (平成 26～28 年度)

戦略	名称	金額	内容
策定段階	地方創生先行型交付金(H26補正)	1700 億円	地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と優良施策等の実施の支援のための交付金。「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を踏まえて創設された。①地方版総合戦略策定支援等のため、人口や財政力指数等も踏まえて配分される「基礎交付分」(1400 億円)と、②地方版総合戦略に基づくなど優れた事業に配分される「上乗せ交付分」(300 億円)に分類される。国からの補助率は 10/10。
事業推進段階	地方創生加速化交付金(H27補正)	1000 億円	地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るための交付金。一億総活躍国民会議「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 27 年 11 月 26 日)を踏まえて創設され、地域の雇用促進等に重点が置かれている。国からの補助率は 10/10。
	地方創生推進交付金(H28当初・第2次補正)	1000 億円 + 900 億円(注1)	平成 28 年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化を図るための交付金。複数年度にわたり安定的・継続的に事業に取り組めるよう、「地域再生法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 30 号)により制度化された。平成 28 年度当初予算において 1000 億円、同年度第 2 次補正予算において 900 億円が計上された(国からの補助率は 1/2 で、残りの地方負担分は地方財政措置(注2)あり)。

(注 1) 平成 29 年度当初予算案(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)においては、1000 億円が追加計上されている(「平成 29 年度内閣、復興、外務・経済協力関係予算のポイント」2016.12. 財務省ウェブサイト <[http://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2017/seifuan29/05.pdf](http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/05.pdf)>)

(注 2) 地方財政措置：地方負担分の一部が国からの地方交付税交付金等により別途補填されること。

(出典) まち・ひと・しごと創生本部ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>> 等を基に筆者作成。

### 2 従来型の特定補助金・交付金との相違点

地方創生関連交付金は前述のとおり用途が特定されてはいるものの、従来の府省別の縦割り補助金等では対応しきれない課題に取り組めるよう内閣府が所管し、比較的自由度の高い制度設計となっている。また、従来の全国一律の政策、効果検証を伴わない財源のバラマキとならないよう、地方自治体が自ら設定した具体的な成果目標(KPI.重要業績評価指標)と PDCA サイクルを組み込み、各自治体の自主性・主体性を重んじた先駆性(官民協働、地域間連携、政策関連

携等)のある事業(コンペ形式により国が選抜)が交付対象となっている<sup>(13)</sup>。

さらに、地方からの要望<sup>(14)</sup>も踏まえ、ソフト事業<sup>(15)</sup>が中心となっている点も特徴である<sup>(16)</sup>。

### 3 地方交付税交付金との相違点

地方創生における財政支援のための手段の1つとして、地方交付税交付金の充実も図られている。地方自治体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に取り組むことができるよう、平成27年度及び平成28年度の地方財政計画<sup>(17)</sup>には、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)が計上された。これを踏まえて、各自治体には地方交付税が交付されるが、そもそも地方交付税交付金は用途が特定されていない「一般補助金」(一般財源)に分類されるという点で、地方創生関連交付金とは性質が異なる。また、地方創生関連交付金は公募による個別申請に基づくのに対し、地方交付税交付金は既定の算定式に従って算出された金額<sup>(18)</sup>が制度上ほぼ自動的に交付されるという違いもある。

## Ⅲ 地方創生関連交付金をめぐる論評

新聞・雑誌記事等を基に、地方創生関連交付金に関連する論評の一部を表2にまとめた。

表2 地方創生関連交付金をめぐる論評等(要旨を含む)

項目	内容	評価
地方版総合戦略の策定(交付の前提条件)	<p>【総論】各自治体が地方版総合戦略を策定するに当たり、地方自治体首長の過半数が、国の総合戦略がこれまで以上に数値目標や独自資源の活用などを求めていることに好感を示している。その一方で、既存計画との重複回避や整合性の確保、策定までの負担の増加等の点で懸念を示す首長もいる。</p> <p>(出典)藤波匠・高坂晶子「&lt;全国自治体アンケート No.1&gt;地方創生—政府戦略に対する首長の判断①」『Research Focus』No.2015-004, 2015.4.21. 日本総研ウェブサイト &lt;<a href="https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/8130.pdf">https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/8130.pdf</a>&gt;</p>	±
	<p>【総論】地方自治体はこれまでも手をこまねいてきたわけではなく、新たな[地方版]総合戦略がそのまま各地域に劇的な変化をもたらすとは考えにくい。しかし、[地方版総合]戦略の策定をめぐる議論が、各自治体にとって自身の課題をいま一度点検し、魅力や武器を再確認する機会になったことは確かだ。</p> <p>(出典)「論説 地域づくり 「まち・ひと・しごと」始動」『長崎新聞』2016.1.9.</p>	±

(13) 「地方創生関連交付金」まち・ひと・しごと創生本部ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html>> 等。

(14) 地方六団体「地方創生の推進に向けて」2014.8.27. 全国市議会議長会ウェブサイト <<http://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/file/260827sose.pdf>>

(15) 施設整備事業等をハード事業というのに対し、施設を活用するための事業等をソフト事業という。

(16) ただし、ハード事業への使用制限の緩和については、導入後に地方側からの要望があったため、平成28年度第2次補正予算では、ハード事業専用の「地方創生推進交付金(地方創生拠点整備交付金:900億円)」が創設された。

(17) 政府が毎年度作成する地方自治体全体の歳入歳出の総額の見込みに関する書類である。これにより地方交付税の総額等が定められる。

(18) 国税の一定割合(所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額)等を一定の合理的な基準によって地方に再配分する。具体的な算定方法を含む地方交付税制度については、次の文献等を参照のこと。竹前希美「地方交付税制度の財政的課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』730号, 2011.12.8. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196064\\_po\\_0730.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196064_po_0730.pdf?contentNo=1)>

	<p>【策定期間】策定までの期間が約1年と短期である。[地方版総合戦略は遅くとも平成27年度中に策定とされているが、内容を踏まえるべき国の総合戦略が閣議決定されたのは平成26年12月27日である。]</p> <p>(出典)「社説 地方創生 自治体の主導が基本だ」『北海道新聞』2015.1.12等</p>	-
地方創生関連交付金	<p>【総論】国は自治体の裁量で自由に使える新しい交付金制度の創設を総合戦略に取り入れた。地方が強く求めてきた制度であり、率直に評価したい。</p> <p>(出典)「社説 地方創生 地域の特性を生かしたい」『西日本新聞』2014.12.27.</p>	+
	<p>【総論】平成28年度の地方財政対策に関連して、「我々地方が求めてきた地方創生に必要な財源確保については、[地方財政計画において]「まち・ひと・しごと創生事業費」を引き続き1兆円確保するとともに、新型交付金について、平成27年度補正予算「地方創生加速化交付金」1000億円及び平成28年度当初予算「地方創生推進交付金」1000億円を計上し、地方が強い決意と覚悟を持って地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価する。」</p> <p>(出典)地方六団体「平成28年度地方財政対策等についての共同声明」2015.12.24. 全国知事会ウェブサイト &lt;<a href="http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/151224%20tizai.pdf">http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/151224%20tizai.pdf</a>&gt;</p>	+
	<p>【交付金の規模】平成28年度当初予算で措置された地方創生推進交付金1000億円[事業規模は2000億円だが補助率は1/2で、残りの1000億円は地方負担。ただし、地方財政措置あり。]について、地方側は平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金1700億円[補助率は10/10]を大幅に上回る規模を要望していた。自治体関係者からは「期待外れ」という声上がる。</p> <p>(出典)「社説 「創生」交付金 号令だけでなく財源を」『秋田魁新報』2015.9.6等</p>	-
	<p>【交付金の自由度】(地方創生推進交付金について)移住・定住促進、観光・農林水産業振興などの対象事業に民間との協働や複数の自治体の連携などが認定の条件とされ、「制約が大きい」「申請手続きが負担」などと地方から疑問の声もある。地方の活性化にはできる限り制約を外し、地域の特徴を生かせる事業が必要だ。</p> <p>(出典)「社説 参院選と地方創生 “自由度” 高める支援を」『静岡新聞』2016.7.2.</p>	-
	<p>【地方の主体性】対象事業を国がコンペ形式で競わせることについては、よいアイデアを出させて査定するやり方は地方分権ではなく、集権的で従来通りである。また国が示すモデルに沿ったり、既存の事業をこじつけたりしている印象があり、地方には主体性が見えない(佐藤淳青森中央学院大准教授)という指摘が見られる。</p> <p>(出典)「[先行型]交付金 実効性は」『朝日新聞』(青森版)2016.1.25等</p>	-
	<p>【格差拡大】交付対象事業をコンペ形式で選定するため、交付額に差が付き、ゼロの自治体もあり得る。このため、金額の多寡で新たな勝ち組と負け組が生まれる(浅野史郎元宮城県知事・現神奈川大教授)と、地域間格差の拡大を懸念する声もある。</p> <p>(出典)「社説 新型交付金 新たな勝ち負け生むのか」『西日本新聞』2016.2.6等</p>	-
	<p>【成果目標の設定】交付金を用いて行った事業との因果関係が見えない数字が成果目標として設定されている。例えば、観光マーケティング事業の目標を観光客数の増加としても、観光客数の増加は当該マーケティングが直接的に生み出した成果とは限らない。</p> <p>(出典)木下斉「地方創生交付1000億円リストの危険な傾向」『東洋経済ONLINE』2016.4.26. &lt;<a href="http://toyokeizai.net/articles/-/115349">http://toyokeizai.net/articles/-/115349</a>&gt;</p>	-

(注1)「評価」の欄については、当該項目に関して肯定的な場合には「+」、否定的な場合には「-」、賛否両論を含む場合は「±」とした。

(注2) [ ] 内は筆者補記。以下同。

(出典) 新聞・雑誌記事等を基に筆者作成。

## IV 地方自治体から見た地方創生関連交付金

これまで地方創生関連交付金について各種文献から得た情報を紹介してきたが、地方自治体の現場では、同交付金はどのように活用され、またその制度設計等についてどのように捉えられているのだろうか。以下、石川県（金沢市、白山市、加賀市。図）における事例を、現地調査の結果に基づき報告する。

図 石川県の地図



（出典）筆者作成。

### 1 地方創生関連交付金を活用した事業への取組

#### (1) 金沢市

「加賀百万石の城下町」として名高い県都金沢市は、現時点での北陸新幹線の終着駅である。新幹線の開業効果は、観光産業への波及にとどまらず、企業進出<sup>(19)</sup>、有効求人倍率等の経済指標の改善、地価の上昇等、多方面に及んでいる。

近年の地方創生の取組においては、豊富な観光資源をいかし、国内外からの継続的な誘客促進を図るため、様々な事業を行っている。例えば、地方創生推進交付金を活用して、石川県内の周辺自治体との連携も意識しつつ、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致を契機とした建築文化の発信による海外誘客推進事業」<sup>(20)</sup>等に積極的に取り組んでいる。

#### (2) 白山市

金沢市の南西に隣接する白山市は、日本三名山<sup>(21)</sup>の1つに数えられる霊峰白山等の自然に囲まれ、豊富な水資源や強固な地盤をいかした商工業が盛んな地域である。現在、新幹線開業をより効果的なものとするため、地方創生推進交付金を活用した「白山開山1300年を契機とした白山ブランド確立計画」等により、白山の知名度を上げるとともに、観光・交流人口を拡大することに努めている。

このほか、例えばまちづくりの分野では地方創生加速化交付金を活用し、健康生活支援業者とも連携の上、市内の健康寿命の延伸を図る事業<sup>(22)</sup>を行っている。これは、アイデアは以前か

(19) 石川県庁及び金沢市役所でのヒアリングによると、現時点ではストロー現象（交通網が整備されることにより、人・物資・資金等が地方から大都市に吸い込まれてしまう現象）による支店・営業所等の首都圏への撤退は見られていないとのことである。

(20) フランスとの40余年にわたる交流の実績を背景とした事業である。東京オリンピック・パラリンピックをめぐるフランスの事前キャンプ地誘致を契機とし、金沢市と周辺市町が連携して、独自の地域資源をいかした建築文化コンテンツの造成を進め、これらのコンテンツを生かしたフランスとの交流プログラムを展開する。また、建築文化の魅力を詰め込んだ周遊観光ルートを作成し、独自のネットワークを活用してフランスからの誘客を推進することにより、雇用の創出やサービスの高付加価値化を進め、新たな人の流れを創り出していく。

(21) 富士山、白山、立山の三山を指す。

(22) 「「健康生活支援拠点整備」「食育キッチンカー」による健康寿命延伸のまちづくりプロジェクト」。健康づくり・健康寿命延伸の拠点として会員制の「健康倶楽部」を整備し、「健康度」を計ることができる活動量計、体重や体脂肪率等を計る体組成計等の利用を会員（市民）に提供する。さらに、新たに「食育キッチンカー」を配備し、健康生活支援業者監修の地産地消メニューの提供や健康セミナー、料理教室等を行うことにより、市域の6割を占める過疎地域も含めた「まちの賑わい創出」にも活用する。



らあったものの従来の縦割り型補助金では対応できなかった事業で、ソフト事業や多分野にまたがる事業にも一括して交付される地方創生関連交付金によって実現に至った。

### (3) 加賀市

加賀市は、片山津温泉、山代温泉、山中温泉を有する加賀温泉郷として知られている。特に北陸新幹線開通後は、首都圏からの訪問者を中心に宿泊客が増加し、宿泊産業での雇用も創出された<sup>(23)</sup>。しかし、これまで加賀市は宿泊地として名をはせる一方で、旅行者が日中の時間を過ごす観光地としての性格は薄かった。そこで、民間企業等とも連携しながら、加賀温泉郷の魅力を高め、市内での滞在時間の長期化を図るために様々な事業<sup>(24)</sup>を行っている。また、国内における観光需要の低迷や新幹線開業効果が薄れていくことを想定し、インバウンドの促進にも注力している。

また、加賀市は、「日本創成会議」が平成26年5月に発表した試算において「消滅可能性都市」に位置付けられたことからもうかがわれるように<sup>(25)</sup>、人口減少が著しく進んでいる。そうした中、加賀市は、自らが移住・定住促進事業を進めるだけでなく、地方創生推進交付金を活用し、青森県弘前市、大阪府泉佐野市と連携した事業<sup>(26)</sup>も行っている。人口減少対策は、従来の補助金のメニューでは対応が難しく、対象範囲が広い地方創生関連交付金によって成し得た事業と言える。

## 2 地方創生関連交付金の使い勝手等

地方自治体からは、従来型の補助金では対応できない事業も行うことができたと評価する意見が多かった。その一方で、交付要件の一層の緩和、交付の早期化（執行期間の十分な確保）、詳細要件設定の早期化等の要望もあった。石川県庁、金沢市役所、白山市役所、加賀市役所でのヒアリング結果を表3にまとめた。なお、自治体側の意向も踏まえて、自治体名はA～D（順序不同）として提示する。

<sup>(23)</sup> しかし、宿泊産業については、求職者数が求人数を大きく下回る中で有効求人倍率が6～7倍まで上昇したこともあり、雇用のミスマッチが発生しているという。

<sup>(24)</sup> 例えば、地方創生先行型交付金を活用した「加賀温泉郷 湯めぐり・まち巡り促進事業」では、既存の域内観光バスをレンタル制の電気自動車や自転車等と連動させ、温泉、歴史、文化、食等を楽しめる観光スポットの回遊性を高める取組を行った。

<sup>(25)</sup> 「全国市区町村別「20～39歳女性」の将来推計人口」（日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストップ 少子化・地方元気戦略」記者会見 資料2-1）2014.5.8. <[http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03\\_2\\_1.pdf](http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03_2_1.pdf)> なお、「消滅可能性都市」とは、2040年までに20～39歳の若年女性の人口が2010年比で50%以上減少する自治体を指す。

<sup>(26)</sup> 「都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業」。大阪周辺の就農希望の若年無業者等を泉佐野市が受け入れ、最低限の農業技術の習得と地方での暮らし方を習得させた後、担い手が不足する弘前市や加賀市に場所を移して農業の実地研修を行う。農業の担い手確保施策により、農業振興と都市圏から地方圏への移住促進を同時に行う。

表3 地方創生関連交付金の使い勝手等

自治体	聴取内容
A	<p>【自由度】所管部署が複数にまたがる事業でも一括して交付対象となるため、従来の縦割り型の補助金では対応できなかった事業が実現できた。ただし、要件が緩和されると、より使いやすい。また、地方創生推進交付金の対象事業は、自治体の予算に計上されていることが交付要件となっている。国の補助がなかったとしても自治体が本気で取り組もうとしている事業を支援するという趣旨は理解できるが、財源が確保されるからこそ、より積極的に施策を立ち上げることができることもある。</p> <p>【詳細要件の設定時期】交付条件の細部において変更が加えられる可能性があり、また、そのような実務者にとって非常に重要な情報の公開時期が遅い。自治体内で11月に次年度当初予算の編成に向けた要求が行われる関係上、10月までには翌年度対象となる交付金の詳細要件が公表されると有り難い。</p> <p>【交付の時期】申請事業は交付決定まで原則として事前着手できず、予算執行及び事業の遅れという問題が生じ得る。</p> <p>【補助率】地方創生加速化交付金のように、補助率が10/10であると自治体の財政負担がないため、事業に対して積極的に取り組むことができる。</p> <p>【地方版総合戦略】戦略を策定するまでの期間が短く、時間的な余裕がなかった。</p>
B	<p>【自由度】従来の補助金のメニューにはなかった事業も行うことができ、汎用性の高い交付金だと考える。なお、詳細な交付要件の設定については、国としても税金を投入している以上はやむを得ない面もあると考えているが、要件がより緩やかになると使いやすい。</p> <p>【補助率】地方創生推進交付金については、国からの補助が1/2となっている。自治体負担分の1/2は地方財政措置により国からの支援はあるが、やはり補助率を10/10にして裏負担をなくしてくれると有り難い。</p> <p>【申請事業件数の制限】現在は、自治体当たりの申請事業件数に上限があるが、行いたい事業があっても、この制約のために実施できないものがある。件数の上限が引き上げられると有り難い。</p> <p>【地方版総合戦略】戦略を策定するまでの期間が短く、時間的な余裕がなかった。</p>
C	<p>【総論】地方創生関連交付金は、制度が開始されて間もない過渡期にあり、現時点で制度設計の良し悪しを判断するのは時期尚早と思われる。</p> <p>【交付の時期】国の予算成立後に交付対象事業の公募・選定及び交付金の配布がなされるため、執行期間が短くなり、ひいては設定した年度ごとの目標（KPI）の成果も達成しにくくなる。</p> <p>【将来の見通し】各交付金対象事業の申請及び交付決定が複数回にわたり徐々に行われるため、先々の見通しが立ちにくい。</p> <p>【事務負担】特に地方創生推進交付金について、複数年度にわたる「地域再生計画〔地域活性化の取組を具体的に定める計画。内閣総理大臣の認定を受けることで、当該計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用できる。〕」と事業計画の両方を作成する必要があり、事務負担が小さいとは言えない。</p>
D	<p>【自由度】従来型の単年度の補助金と比較すると複数年にわたる事業も認定されるので、中期的な課題に安心して取り組める点は評価できる。また、従来の補助金はハード事業が対象だったが、ソフト事業も交付対象となった点が特に評価できる。ただし、詳細な交付要件が緩和されるとより使いやすくなる。</p> <p>【交付金の規模】ソフト事業が中心であるため事業費が過度に膨らまず、交付金の額が不足しているということはないと思われる。</p> <p>【事務負担】従来の補助金等と比較すると、申請書の様式が複雑で事務負担が大きい。</p> <p>【詳細要件の設定時期】当初の交付金制度設計の段階では詳細な要件まで定まっておらず、申請手続中に要件が追加され、事業計画の修正を迫られたことがあった。</p> <p>【地方の主体性】地方主体をうたった交付金であるにもかかわらず、交付対象事業の査定は国が行うことから、完全に地方主体とは言い難い。</p> <p>【地方版総合戦略】新規事業を立案する際に「連携」ということを念頭に置くようになり、これを契機として自治体にも意識の変化が生じた点は評価できる。しかし、地方版総合戦略の策定のために与えられた時間が短かった。また、独自の構成に基づく戦略を策定したというよりも、国の査定を意識して結果的には国の総合戦略の構成に従うこととなった。</p>

（出典）現地調査のヒアリング結果を基に筆者作成。

### 3 地方自治体の財源としての地方創生関連交付金

地方創生事業を行うための財源という観点から、公募による個別申請に基づき交付され、用途が限定された地方創生関連交付金と、用途が限定されていない一般財源としての地方交付税交付金とを比較したところ、自治体が置かれている状況によって様々な見方があった。現地でのヒアリング結果は、表4のとおりである。

表4 地方創生関連交付金と地方交付税交付金との比較

自治体	聴取内容
A	地方交付税交付金に関しては、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち、人口等の指標に基づいて算出される部分において、取組の成果や必要度に応じて配分される区分がある。当自治体の場合は取組の成果と必要度を表す指標が共に低いため、交付額が全国平均よりも少なくなっている。一方、地方創生関連交付金は、事務負担は大きい、個別の事業に対して特定の金額を確保できる手段だと言える。
B	地方創生関連交付金と地方交付税では、どちらか一方が好ましいと一概には言えない。地方交付税交付金の方が事務負担は少ないが、積極的に手を挙げて申請する必要がある地方創生関連交付金には、新たな取組を模索する機会となるという利点がある。
C	地方創生関連交付金と地方交付税交付金では、交付される事業の対象範囲が異なるため、どちらか一方が好ましいと一概には言えない。 地方創生関連交付金は地方交付税交付金のように受け身の姿勢で交付されるものではないため、事業になりそうな案件を積極的に探している。前者は、地方創生を加速化・推進するため、基礎的な財源に上乘せがなされるということになり、追加で財源が得られるのは自治体の側としては有り難い。 地方創生関連交付金の対象外だが地方創生に必要な事項については、税や地方交付税を含む一般財源を活用している。
D	地方創生関連交付金と地方交付税交付金では、財源としてどちらが好ましいと一概には言えない。 地方交付税に関しては、人口や指標などの算定ルールに基づいて配分されるため、仮に地方創生事業を実施せずとも、ある程度機械的に全国的に配分される点については、要件が厳しい地方創生関連交付金と比較すればメリットがあると言えるだろう。その中で、まち・ひと・しごと創生事業に対応する地方交付税交付金の算定については、取組の「成果」が反映されており、今後の方向性として「成果」に対しての配分を大きくすることである。このため、努力しているにも関わらず、条件的に成果が出にくい地域など、相対的に交付税額が減少してしまう団体もあるのではないかと。また、用途が限定されていないことから、地方創生事業の実施に直接的に結び付かない側面もある。 以上のことから、地方創生事業を着実に実施し、効果をあげていくための財源という観点に立てば、地方創生関連交付金が有効であろう。しかしながら、対象事業の選択自由度や事務手続の簡素化などの工夫は必要であると感じている。

(注) 自治体 A~D の対応関係は、表3に同じ。

(出典) 現地調査のヒアリング結果を基に筆者作成。

### おわりに

今回の現地調査でのヒアリング結果によると、地方創生関連交付金は従来型の補助金等と比べて汎用性が高く、対応可能な事業範囲が広がったという点において、おおむね評価されていると考えられる。また、個々の地方自治体によって状況は異なるものの、一般財源として交付される地方交付税交付金の場合には、自治体内における他分野の優先的事業との兼ね合いにより、地方創生事業に対して必ずしも十分に充てられるとは限らない。こうした点からは、地方

創生のためには、ある程度対象範囲が限定されている地方創生関連交付金にメリットがあるとも考えられる。

その一方で、交付要件の緩和や事務負担の軽減等を求める声からもうかがわれるように、国の関与・統制を一層緩和してほしいとの要望も共通して見られた。今回現地調査を行った自治体以外からも同様の要望が多く、内閣府は地方創生推進交付金の第2回申請分から、自治体ごとの申請事業件数の上限の引上げや、一部の申請要件の緩和など、運用の弾力化に努めている。また、平成29年度についても、同交付金制度の一層の運用の改善を求める要請が、地方財政を管轄する総務省から内閣官房・内閣府に対して行われている<sup>(27)</sup>。用途が限定されている分、その範囲内で地方自治体が最大限の裁量を発揮できるような制度設計にすることが重要であろう。

さらに、現時点では地方創生関連交付金に基づく各自治体の事業は始まって間もないが、今後はPDCAサイクルが本格的に稼動していく。自治体財政の効率的運用という観点も含めて、今後の動向が注目される。

(はぎわら まゆみ)

---

(27) 総務省自治財政局調整課「一般地方財政篇 平成29年度の地方財政措置について—各府省への要請事項—」『地方財政』657号, 2016.9, pp.16-20, 38-41.